

[資料]

インド憲法の動態と改正

——第93次改正（2006年）から第101次改正（2016年）を中心として

浅野 宜之
孝 忠 延 夫

目 次

序

- 一. インドにおける「近代法」の成立と展開
 1. 英国植民地下における「制定法」
 2. インドの独立と憲法の制定
- 二. インド憲法の特徴と近年の動向
 1. 「並行的立法権」としての大統領令（憲法第123条）の運用
 2. 公益訴訟の新たな展開
 3. 裁判官任命制度と「司法権の独立」
 4. 被差別階層と後進階級に対するアファーマティブ・アクションと留保措置
- 三. インド憲法の改正
 1. 憲法の基本的特質——憲法において「変えてはならないもの」
 2. 憲法の改正——第92次改正まで
 3. 憲法改正の内容——第93次改正から第101次改正
- 四. インド憲法（抄訳）——改正部分（第93次改正から第101次改正）を中心として

序

「インドの歴史は、統一と分裂のくり返しである」といわれてきた。また、「多様性のなかの統一」をめざしてきたのがインドの歴史であるともいわれている。1600年東インド会社の設立以来、英国はインドに明確な形で進出し、とりわけ18世紀の後半から19世紀にかけての英国によるインド支配がインド社会の階層的構造の一面に決定的な影響を与えてきた。英国植民地としてのインドは、アジアにおけるイギリス法「移入・移植」のモデルとして紹介されることも多かったが、インド（インドのみならず非西欧社会）は、たんなる「受け身」の存在ではなかった。コモン・ローをインド社会に適合させつつ成文化しようとする動き、あるいはインド社会に内在化させていこうとする試みは、インドで「新たなもの」を生みだし、インドから英国植民地を中心とした非西

インド憲法の動態と改正

欧社会に「再輸出」されてもいったのである。「国民国家」の揺らぎと国民統合への新たな模索が続く今日、インドの法と法運用システム、インド憲法の基本理念の「見直し」あるいは再活性化の動向は、われわれにとっても示唆に富む多くの内容を含んでいる¹⁾。

本稿では、まず英領植民地インドにおける「法」のあり方、すなわち、インドにおける近代法の成立と展開を端的に示すものとして刑法典および契約法典について概観し、ついで植民地統治の基本的あり方を示す統治法の歴史を簡潔に辿ってみたい。そのうえで、独立インドの国家理念とそのあり方を明記したインド憲法の特徴と内容を紹介する。ただ、本稿は、それらを包括的に示すことは別稿の課題とし、あくまでも「資料」として、近年の憲法運用動向の特徴的な内容（憲法の動態）及び憲法改正動向（第93次改正から第101次改正）を紹介することを主たる目的としたい。

当初、憲法の運用は、独立の中心的担い手であった国民会議派の一党優位体制のもとでおこなわれた。そして、1970年代の一時期を除いて今日まで、基本的には立憲主義体制を堅持してきたと評価されている。1990年代になると憲法が明記する政教分離主義に批判的なインド人民党（BJP）が議席を拡大し、1996年、1998年の総選挙で勝利した²⁾。

1) ここで述べたことは、筆者らがアジアの法、そしてインドの憲法を研究する姿勢と方法論にもかかわっている。「アジア法」に対する問題関心は、少しずつではあるが広がりつつあるように思われる。金山直樹は次のように述べている。「……自戒を込めて言うならば、日本の研究者は、自分はアジアの一員であると言いながらも、ともするとアジアではない地点（西欧）に立とうとしてきたのではないだろうか。……アジア法を探求することは、探求者自身の自画像と対面することを意味している。」（金山直樹「アジア法——アジア諸国の法を超えて」長谷部恭男ほか編『岩波講座現代法の動態4 国際社会の変動と法』（岩波書店、2015年）所収151頁、173頁。なお、本稿は、アジア法及びインド憲法研究の最近の動向を紹介したうえで、インド憲法第93次改正以降の内容を紹介しようとするものである。あくまでも「資料」であり、近年の日本における研究内容を要約し、紹介することを目的としている。

2) 2000年、BJP 政権は、憲法改革検討委員会（The National Commission to Review the Working of the Constitution）を設置した。この委員会は、「インド憲法50年の経験をふまえ、議会制民主主義の枠内で、どのようにすれば有効かつ効率的な統治システムと社会的・経済的発展への要請に憲法が応えるのか、また憲法の諸条項の改正が必要だとすれば、そのことを勧告することを任務とする」ものとして設置された。同委員会は、2002年3月31日、全2巻からなる大部の報告書を政府に提出した。詳しくは、孝忠延夫/浅野宜之『インドの憲法：21世紀「国民国家」の将来像』（関西大学出版部、2006年）20頁以下参照。

この時期に激化したコミュニズム（ヒンドゥー宗派主義）と政教分離主義との緊張は、今日まで続いている。2004年の総選挙では国民会議派を中心とする連立勢力が勝利をおさめたが、国民会議派に独立当初のような力はみられなかった。そして、2014年の総選挙で BJP は単独過半数を獲得し（上院では過半数を制してはいないものの）、政権を担当している³⁾。

本稿では、近年の憲法システムとその運用における「新たな動向」の幾つかの特徴、すなわち ① 大統領令、② 裁判官任命制度、③ 公益訴訟について概観してみたい。これらは、インドにおける「法の支配」あるいはインド憲法の「基本構造」にかかわるものとして論議されているものである。加えて、④「留保措置」についての憲法改正（第93次改正）と最高裁判決についても紹介しておきたい。

一. インドにおける「近代法」の成立と展開

1. 英国植民地下における「制定法」

植民地本国である英国では、周知のように数百年にわたって「形成されてきたもの」としてのコモン・ローが支配していた。このことが可能となったのは、「圧倒的にアングロ・サクソン民族が多く、共通の社会基盤が存在していた」ことを大きな理由とする。したがって、「多様性を特徴とするインド社会に受け入れがたいことは容易に想像でき⁴⁾」よう。ただ、この時期は、コモン・ローの成文化（ローマ法「優越」の思考に基づく「法典化」運動を含めて）の大きな動きが展開された時期でもある⁵⁾。すなわち、インドでは英本国で実現しなかった「法典化」の試みがなされ、そして、それらが実を結んだのである。内田力蔵は、このことを、次のように述べている。

「そこで、何よりもまず、そのようなイギリス法の導入は、なぜに、また、どのようにしておこなわれたのが究明されるべきであろう。はじめの問題は、英領インドにおけるコーディネーションが何を対象にし、したがって、どういう基本的性格または目標をもっていったかの問題

-
- 3) 近藤則夫『現代インド政治：多様性の中の民主主義』（名古屋大学出版会、2015年）など参照すべき文献は多い。モーディー政権については、佐藤宏の一連の論稿が詳しい。ここでは、佐藤宏「モディ政権を占う——2014年インド総選挙と新政権の発足」『アジア研ワールド・トレンド』第227号（2014年）31頁を挙げておきたい。
 - 4) 大野真義/鈴木教司「インド刑法における殺人罪——法の継受の一事例」『阪大法学』100号（1976年）77頁、82頁。
 - 5) 末延三次『英米法の研究（下）』（東京大学出版会、1960年）423頁以下など参照。

インド憲法の動態と改正

に、また、あとの問題は、そのコーデオフィケーションの一般的目的は何であり、その実現の方法は何であったのかの問題に帰着するであろう。……すなわち、イギリス統治下のインドで、ヒンドゥー法も回教法も、ともに、けっきょくは、インドのレックス・ローサイ、統一法またはコモン・ローとは認められず、それぞれヒンドゥー教徒および回教徒だけに適用されるという意味において、かれらにとって属人的な（personal）な法であるにすぎないものとして取り扱われたのである。そしてまた、それらの法をそのようなものとして取り扱うことが、かなりはやくから、イギリス人統治者の司法原理であり、また立法政策であったといえるのである⁶⁾。

ここでは、インド刑法典（1860年）とインド契約法典（1872年）の制定経過とその内容を概観しておくにとどめたい⁷⁾。

(1) インド刑法典

インド刑法典の制定作業は、マコーレイ（T. B. Maculey）のインド着任（1833年）に始まるとされている。マコーレイが中心的役割を果たした法律委員会は、1835年6月に報告書を、そして1837年5月には刑法草案を総督に提出した。マコーレイは、1838年帰国したが、その後も作業は継続され、ピーコックを中心にしてまとめられた最終草案が、1860年10月、総督の裁可を得、1862年1月1日から施行された。マコーレイ草案から実に23年もの歳月を要している。この理由については、「インド在住の有力な人々が現地の制度にヨーロッパの制度が一気にとってかわるということを嫌ったためである」とされるが、他面で「このことは、当時の第一線の法律家たちにより草案が慎重に検討されるという好結果をもたらした」とも評価されている⁸⁾。

このインド刑法典は、現在まで幾多の改正を経てきたが、基本的な内容に変更が加えられたわけではない。その内容には、英国刑法のたんなる「法典化」にとどまらないものを含んでいる。例えば、本来的な近代刑法典の対象・任務ではないとされる日常の社会生活における相互の宗教、宗派性への配慮・尊重、共生の義務づけなどは、現在その

-
- 6) 内田力蔵『内田力蔵著作集 第2巻 法改革論』（信山社、2005年）257-8頁。
 - 7) インド刑法典について、孝忠「インド憲法における『宗教の自由』とインド刑法の『礼節および道徳……に関する罪』および『宗教に関する罪』について（一）、（二・完）」『マイノリティ研究』創刊号（2009年）85頁、同2号（2009年）87頁。また、中根倫拓「修復的司法としての親告罪へ——インド、シンガポールにおける私和罪を手掛かりとして」『信州大学法学論集』第27巻（2016年）38頁は、歴史的背景にも論及する。
 - 8) 大野／鈴木・前掲82頁。ただ、この間、英国を震撼せしめた『インド大反乱』（1857年）が起っていることなども忘れてはならないであろう。

運用が恣意的になされていることをふまえた上でもなお、「現在と将来のコミュニリズム（宗派至上主義）に対抗する規範として再構成しなおすことが必要なのではないだろうか」⁹⁾。

(2) インド契約法典

1872年インド契約法については、これまでも紹介・検討がなされてきたが¹⁰⁾、近年（2015年）、比嘉義秀による詳細な紹介・検討が公表された¹¹⁾。そこで、ここでは、比嘉の研究に依拠して同法典を紹介しておきたい。

比嘉は、「イングランド法化の意味」として、「イギリスは、インドを植民地化し、そこに司法制度を整備する際、直ちに在来の法を否定し、イングランド法によって置き換えようとはしなかった」ものの、「実際にはインドの契約法は次第にイングランド法化していった」とし、「インド契約法の成立はインド法史上の画期的出来事ではあったが、かならずしもその制定以前の歴史との断絶をもたらしたという訳ではなく、むしろ連続的に位置づけることも可能である」とする¹²⁾。

ただし、比嘉は、そこには3つの留意すべき点があることを述べる。第1は、実体法の整備が遅れたため、十分な判例の蓄積がないまま契約法の体系を描かなければならなかったこと、第3としては、法典化以前の「インド契約法」といえるものを検討するには、最高法院とは区別される別系統の裁判所が存在していたことを忘れてはならないこと、である。そして、最も重要だと思われるのは、比嘉が第2に挙げた、「在来の法」にかかわることである。「それはあくまでもインドの司法に携わったイギリス人がそのように理解したというに過ぎず、植民地化以前のインドにおける紛争解決が再現されたわけではなかった」¹³⁾ との指摘は重要であろう。近代法の「移入・移植」というアプローチの限界が指摘されて久しいが、「従来の比較法の枠組みを超える多くの成果がみられ、多様な議論が進んでいる」¹⁴⁾ なかで、西欧法伝統に属する国家法のみを「法学」

9) 孝忠・前掲(註7)(二・完) 108頁。

10) 堀部政男「1872年インド契約法——イギリス法の法典化に関する具体的検討」『比較法研究』31号（1970年）194頁、安田信之「インドの契約法」谷川久編『アジア諸国の契約法』（アジア経済研究所、1972年）所収243頁など参照。

11) 比嘉義秀「1872年インド契約法63条の研究——債務減免と約因（一）、（二・完）」『法学協会雑誌』第132巻8号（2015年）1511頁、同10号（2015年）1929頁。

12) 比嘉・前掲1516頁。

13) 同・1517頁。

14) 安田「アジア法研究のこれまでとこれから——個人的視点」『アジア法研究』

インド憲法の動態と改正

研究の対象とするのではなく、非国家法との相互排他的・二項対立的理解を止揚しうる解釈論の提起が求められているからである。

では、不文憲法の国とされる英国植民地下におけるインドの「基本的な統治のあり方(憲法)」は、どのようなものであり、独立国家としてのインドの憲法典に発展(内在化)・継承されていったのだろうか。以下、概観してみたい。

(3) インド統治法

上記民事・刑事に関する基本法などの制定法化とはほぼ同時期、19世紀後半には、植民地インドの基本的あり方・統治手法にかかわる「統治法」制定法化の動きが始まる。1858年8月、東インド会社は全ての権限を英国国王に移譲するものとされ、英国によるインドの直接統治が始まった。このことにより、インド統治は英国議会での審議対象となり、インド統治の責任者としてインド担当国務大臣がおかれ、その補佐機関としてインド参事会が設置されることとなった(1861年インド参事会法(The Indian Councils Act, 1861))。インド参事会は1853年、総督補佐のために英国人だけのメンバーで発足したものであったが、その後人数も増やされ、地方参事会ではその半数はインド政庁関係者以外の民間人とすることが定められた(1909年参事会法)。限られた範囲ではあったが参事会が答申、発議することも徐々に増え、内容によっては法律制定にもかかわるようになっていった。ただ、この1861年法は、一定の状況の下での立法権を、インド参事会とは切り離してインド総督に与えていた¹⁵⁾。

1915年、1861年法が廃止され、1915年インド統治法(The Government of India Act, 1915 (5&6 Geo.V, c. 61))に置き換わった。そして、インド人自身による自治政府設立に向けた、モンタギュー・チェルムズフォード報告に基づくインド統治に関わる包括的な法律として、1919年統治法が制定された。ただ、ジュリアンワラー事件などにより、さらには会議派が州参事会選挙をボイコットしたことなどのため、参事会での支持を十分に得られない者が大臣に指名されるなどの問題も起り、この統治法は十全には機能しなかった(1921年から実施)。

インドの人々による「自治」をめざす動きに対応して、英国は、サイモン委員会構想、

〔2014〕(2015年)79頁、83頁。また、H. P. グレン(H. P. Glenn)の法伝統論については、安田・同84頁、孝忠「アジア法におけるシャリーア(イスラーム法)」アジア法学会編『現代のイスラーム法』(成文堂、2016年)所収1頁以下など参照。

15) A. C. Banerjee, *The Making of the Indian Constitution*, 1948, pp.52-6, A. Mukherjee & Company, Calcutta.

英印円卓会議など一連の試みを経て、1935年8月、新たなインド統治法を發布した。この1935年統治法の特徴として、一般的には次の3点が挙げられている。第1に、統治法の基本は、英国のインド支配の正当性、合憲性を確認することであり、したがって当然のことながら、インド人民の主権は否定されていること。第2に、英領インドと藩王国とからなる連邦制の採用を提起していること（諸藩王の不参加のため実施されなかった）。そして第3に、インド総督は大きな権限をなお保持しており、行政権は総督に集中されていたこと（英領11州に限定的な州自治が導入されたが、総督に任命される州知事の権限は強大であった。また、インド議会は、国王（総督が代理）、立法参事会、および行政参事会によって構成された¹⁶⁾。

2. インドの独立と憲法の制定

独立運動のなかで、新たに建設すべき独立国家インドの基本的あり方を示す「憲法」構想についての論議はもちろん存在していた¹⁷⁾。しかしながら制憲議会は、内閣使節団のプランののっとり、1946年11月に設置された。この制憲議会の議員は、間接選挙によって選出されたが、英領インドから選出された296議席の内、会議派は211議席、ムスリム連盟は73議席を占めていた。ただ、パキスタンとの分離・独立の動きの中で、パキスタン制憲議会が1947年6月3日に設置され、インド制憲議会は再編成を余儀なくされた。この結果、新たな構成のもとでの制憲議会は、同年12月になってから再開された。すでに同年1月、制憲議会は、『目標決議』を採択していたが、この決議は、制定すべき憲法の基本理念と目的を示すものであり、憲法の前文などに盛り込まれていった。制憲議会は、同年8月、B・R・アンベードカル以下7名の憲法起草委員を任命。同起草委員会は、10月に提出された憲法顧問案を土台に論議を進め、翌1948年2月、全315条および8の附則からなる起草委員会案を制憲議会に提出した。

アンベードカルの提出した憲法起草委員会案に対しては、1935年インド統治法の「焼き直し」にすぎないのではないかとの批判も出された。これに対して、アンベードカルは、次のように反論している。

16) 1919年統治法、1935年統治法の内容について詳しくは、孝忠/浅野・前掲(註2)1頁以下、孝忠『インド憲法とマイノリティ』（法律文化社、2005年）28頁以下など参照。

17) スミット・サルカール（長崎暢子/白田雅之/中里成章/粟屋利江訳）『新しいインド近代史Ⅱ 下からの試み』（研文出版、1993年）563頁以下など参照。

インド憲法の動態と改正

「今日では、多くの国が憲法を成文化している。憲法の及ぶ範囲もおのずと定まってきたし、憲法の基本的内容が何であるべきかも世界中で認識されるようになってきている。それゆえ、憲法の内容が国によってとくに異なったものになるわけではない。……借り物であることを恥じる必要はまったくない。それはいかなる盗作を含むものでもない。」¹⁸⁾

制憲議会は、2年11月18日（11会期）にわたって審議をおこない（憲法起草委員会案は、114日間審議された）、活発な審議を経て（7635の修正案が出され、その内2473が審議の対象となった）、1949年11月26日、憲法案を可決した。このインド憲法の一部の条文は即日施行されたが（第5、6、7、8、9、60、324、366、367、372、380、388、391、392、393条）、その大半は1950年1月26日に施行された。世界一長文の成文憲法典であるといわれているインド憲法は、2016年12月31日現在、前文、第1条～第395条（条文総数466）、および膨大な12の附則から構成されている）。

二. インド憲法の特徴と近年の動向

1. 「並行的立法権」としての大統領令（憲法第123条）の運用

2017年1月2日、インド最高裁は、州知事令（憲法第213条）の違憲性を判断し、大統領令の司法審査適合性とその要件についても論及した¹⁹⁾。モーディー政権の発足後、インドでは、その政治手法（憲法運用手法、あるいは立法手法）の特徴の一つとして「大統領令による統治（ordinance raj）」が挙げられることがある。ただ、重要な施策実施のためのこの大統領令の頻繁な使用は、必ずしも最近の特徴とはいえない。というのは、1950年憲法施行から2014年12月31日までの間にインド憲法第123条に基づく大統領令は、679回公布されており²⁰⁾、それは年平均では約10.4回の頻度になるからであ

18) C. A. D., vol. III, p. 38. 孝忠・前掲書(註16)98頁など参照。

19) *Krishna Kumar Singh v. State of Bihar*, <http://judis.nic.in/supremecourt/imgs1.aspx?filename=44452> (2017年3月1日閲覧)

20) Library & Reference, Research, Documentation and Information Service, *Presidential Ordinances 1950-2014*, Lok Sabha Secretariat, 2015, New Delhi. また、Damによれば、大統領令は、1952年から2009年までの間に615回公布されており、それは年平均では約10.6回の頻度になる（Shubhankar Dam, *Presidential Legislation in India*, Cambridge, 2014, New York.）。また、Kashyapによれば、1950年から2007年までの間に650を超える大統領令が公布されたとされる（Subhash C. Kashyap, *Constitutional Law of India*, 2nd ed., 2015, Universal, New Delhi, 2015.）。インドにおける大統領令について詳しくは、孝忠「インドにおける大統領立法：議会政と大統領令」『関西大学法学論集』第66巻5.6号（2017年）

る²¹⁾。

インド憲法によれば、執行権 (executive power) は大統領に属しており (第53条)、また大統領は、両院とともに連邦議会を構成する機関でもある (第79条)。かかる大統領の権限は、大臣会議 (内閣) の助言 (aid and advice) に従って行使されなければならない (第74条)。したがって、大統領令の問題は、実質的には内閣 (首相) の権限と機能の問題でもある (インド憲法は、第231条で州知事の発する州知事令についても定めている)。

第123条は、連邦レベルの大統領令について、「大統領は、連邦議会の両議院が開会中である場合を除き、すみやかに措置する必要があると認めるときには、当該事態に対処するために必要と認める大統領令を何時でも公布することができる」(1項)と定めている。この第123条は、比較憲法学的にはいわゆる立憲的命令権 (constitutional decree authority) の一例とされる。この立憲的命令権は、次の2つの内容をもつことから、立法権を執行府に別途委ねることを議会に授権する委任命令権 (delegated decree authority) とは明確に区別される。すなわち、それが ① 憲法上明記されていること、② 大統領が公布し、議会制定法と同等の効力をもつものとされていること、である²²⁾。ただ、第123条は、大統領令が「法律と同等の効力を有する」(2項本文)とはするものの、その但書で、国会再開後6週間経過後には失効することなどの規定も設けている。なお、第123条に基づく大統領令は、非常事態における大統領布告とは異なる。インド憲法では、かかる緊急命令については第18編「非常事態宣言」(第352条以下)に定められている。

具体的な例として、ここでは2013年土地収用法を改正するために出された2014年大統領令を挙げておくにとどめたい。

2013年土地収用法は、住民の権利を無視しがちであった植民地時代からの旧法を廃止し、立ち退きを強いられる住民の権利を一定の範囲で保護する内容を含んでいた。それ

↘109頁参照。

21) Dam によれば、上記615回の大統領令が公布された同期間中、国会が制定した法律は3467であり、同期間中の国家立法の約6分の1を大統領令が占めたことになるとされる (大統領令のほとんどが、国会制定法へと置き換えられることからこのように書かれたものと思われる)。また、年代別によれば、1990年代が大統領令の比率が最も高い (すなわち、同期間に制定された法律が468であるのに対し、大統領令は196にもなる (Dam 2014))。

22) J. M. Carey/M. S. Shugart, 'Calling out the tanks or filling out the forms?' in: Carey/Shugart (ed.), *Executive Decree Authority*, CUP, 1998, New York.

インド憲法の動態と改正

ゆえ、経済界などからの不満も多く、よりすみやかな農村開発、工業地域開発、インフラ整備などを進めるための改正が強く求められていたものである²³⁾。上記2014年大統領令は、これらの要望に応える性格をもっており、一定の開発について土地所有者などの同意および社会的影響評価の実施が免除されるという内容を有していた。この大統領令は、2015年1月、連邦議会でも野党が反対を表明（「植民地搾取的な1894年土地収用法の復活である」などとする批判）。同年3月10日下院を通過したものの、上院を通過する見込みが全く立たなかった。政府は、連邦議会に第2次改正案を提出したが事態は進展しなかった。そこで政府は、大統領令を再公布し、土地収用法の改正を維持しようとしたが、なお連邦議会通過のめどは立たず、結局8月30日、大統領令を自然失効させることを決定したのである²⁴⁾。

2. 公益訴訟の新たな展開

インドにおける公益訴訟（Public Interest Litigation、その内容と特徴から「社会活動訴訟（Social Action Litigation）」とも呼ばれている）は、「司法」のあり方を示す、世界的にも注目される「司法積極主義」的な試みとして各国で紹介・研究されてきており、日本でもこの分野に関する優れた研究は多い²⁵⁾。

浅野直之は、ウッタランチャル事件判決（2010年）²⁶⁾で示された公益訴訟の「世代

-
- 23) 近藤則夫／湊一樹「第16次連邦下院選挙とナレンドラ・モディ政権の成立」『2015 アジア動向年報』（アジア経済研究所、2015年）所収538頁、553頁以下。モディー政権がこの分野において多用した大統領令の是非と経済改革については、近藤／湊・同555頁など参照。
- 24) 近藤則夫／太田仁志「改革に手間取るナレンドラ・モディ政権」『2016 アジア動向年報』（アジア経済研究所、2016年）所収492頁。Lokendra Malik, *The Power of Raisina Hill: The Constitutional Position, Functions and Powers of the President of India*, Lexis Nexis, 2015, Haryana.
- 25) 安田信之『アジアの法と社会』（三省堂、1987年）394頁以下、稲正樹『インド憲法の研究——アジア比較憲法論序説』（信山社、1993年）、佐藤創「『現代型訴訟』としてのインド公益訴訟(I), (II)」『アジア経済』第42巻6号（2001年）18頁、同7号（2001年）18頁、伊藤美穂子「インドにおける公益訴訟、その発展と展開——環境権の確立とその救済手続の発達を中心に」『横浜国際社会科学研究所』第11巻3号（2006年）409頁、孝忠「アジアにおける現代型訴訟の展開可能性と法の支配——「公益訴訟」を手がかりとして」孝忠延夫／鈴木賢編『北東アジアにおける法治の現状と展開』（成文堂、2008年）315頁など参照。
- 26) *State of Uttaranchal v. Balwant Singh Chauhal & Others*, 2010 (3) SCC 402.

論」を紹介・分析している²⁷⁾。まず、その第一世代とは、原告適格の要件を緩和し、社会的・経済的に疎外されてきた人々の基本的権利を保護する訴訟、すなわち「虐げられた人々、途方にくれている人々の最後の頼みの綱」として審理を開始するものである（憲法第32条および第226条に基づく最高裁及び高裁の令状管轄権を根拠とする令状請求訴訟という形が認められた）。第二世代の公益訴訟は、1980年代からみられるようになったものであり、環境問題にかかわる事例が扱われることになったことを特徴とする。この環境に関する公益訴訟は、憲法第21条（生命に対する権利）の解釈などによって展開された。そして、第三世代の公益訴訟は、1990年代以降、公益訴訟の内容がさらに拡大したものであり、「汚職問題や統治におけるモラルに関わる問題」を含むものとなった²⁸⁾。

公益訴訟の対象が、統治及び政策の当否、あり方にかかわるものにまで及ぼされるようになったことに対しては、公益訴訟の「正統性」を損なうものであるとする批判がある。また一方で、「政府の恣意的な権限の行使について異議を申し立てたり、政治家の行為について調査し、継続的に監視することなど」²⁹⁾、すなわち司法の場において政策の正当性についての説明責任を求めることの意義を指摘する見解もみられる。なお、社会的・教育的後進階級への留保措置をめぐる公益訴訟については、後述する。

3. 裁判官任命制度と「司法権の独立」

インド最高裁は、2015年10月16日、最高裁と高裁の裁判官任命方法を改革する法律（国家裁判官任命委員会法）を違憲無効とし、同委員会の設置にかかわる憲法第99次改正をも無効と判示した³⁰⁾。

この憲法改正と同法の制定は、モーディー政府が急遽おこなったものではなく、かねてより論議が積み重ねられてきていたものではあるが、同政府の政治姿勢とその手法への司法府の「批判的」姿勢もあって、論議をよんでいる³¹⁾。

27) 浅野「インドにおける公益訴訟の展開と課題——第三世代の公益訴訟を中心に」『関西大学法学論集』第62巻4.5号（2012年）297頁。

28) 浅野・同上307頁。

29) 同上・317頁。

30) *Supreme Court Advocates-on-Record Association v. Union of India*, 2016 (5) SCC 1.

31) 詳しくは、佐藤創「インド：岐路に立つ司法積極主義(1), (2), (3)」アジア経済研究所『レポート（アジアの出来事）』<http://www.ide.go.jp/Japanese/Resear>

インド憲法の動態と改正

裁判官の任命に関しては、インド憲法史上これまでも何度か大きな問題となった。「第1次裁判官事件」(1981年)³²⁾で最高裁は、上位裁判所(最高裁及び高裁)裁判官の任命並びに高裁裁判官の転任に関して、最高裁長官の意見が、政治府の意見に優越するというのを否定している。憲法第217条と第222条で義務づけられた「協議」は、最高裁長官の意見の優越性を認めるものではなく、あくまでも政治府の恣意と専断を排するためのものであるとしたのである。ただ、同判決中には、最高裁又は高裁裁判官の任命について大統領に推薦をおこなう会議体(カリージウム)設置の提唱もなされていた³³⁾。

「第2次裁判官事件」(1993年)では、「第1次裁判官事件」での判断とは異なり、①最高裁長官の「意見」には優越性があり、大統領は最高裁長官の推薦通り任命をおこなわなければならないこと、また、②最高裁長官の意見は、在職期間の長い(すなわち、先に任命された)最高裁裁判官2名と協議したうえで示されなければならない、と判示した³⁴⁾。この判決によって、「司法の側で裁判官の任命を事実上決定するシステムが確立した」³⁵⁾といわれている。

「第3次裁判官事件」といわれているのは、前記2つの事件とは異なり、大統領が憲法第143条に基づいて最高裁に諮問し、それを受けて最高裁が審理し、見解を提出したものである³⁶⁾。最高裁は、9名で構成される法廷で審理をおこない、最高裁長官は、
① 最高裁裁判官の任命および高裁裁判官の転任については、4名の再先任の最高裁裁

ㄨch/Region/Asia/Radar/pdf/201603_sato_1.pdf; http://www.ide.go.jp/Japanese/Research/Region/Asia/Radar/pdf/201603_sato_2.pdf; http://www.ide.go.jp/Japanese/Research/Region/Asia/Radar/pdf/201603_sato_3.pdf; (2017年3月1日閲覧)。

また、上田知亮「インドにおける政治の司法化と司法の独立——コレージウム体制と第99次憲法改正——」玉田芳史(編著)『政治の司法化と民主化』(晃洋書房、2017年)161-188頁や、浅野宜之「インドにおける司法権の独立再検討序説：インド憲法第99次改正に関わる動態について」『名古屋大学法政論集』第272号(2017年)289-309頁を参照。

32) *S. P. Gupta v. Union of India*, AIR 1982 SC 149.

33) この協議体(カリージウム collegium)は、その後、「第2次裁判官事件」(後述)で示された原則に従って設けられ、この「制度」に基づいて任命がおこなわれてきた。

34) *Supreme Court Advocates-on-Record Association v. Union of India*, AIR 1994 SC 268.

35) 佐藤創・前掲(註31)-(2)4頁。

36) *Special Reference No. 1 of 1998*, AIR 1999 SC 1.

判官との協議を経てその意見を形成しなければならない、② 高裁裁判官の任命については、2名の再先任の最高裁裁判官との協議を経てその意見を形成しなければならない、などの見解を大統領に提出した³⁷⁾。

2013年、国民会議派政権は連邦上院に裁判官任命法案を提出していたが、モーディー政権は2014年8月11日、同法案を取り下げ、国家裁判官任命委員会法案を連邦下院に提出した。同法案は、憲法第99次改正案とともに国会を通過し、憲法改正に必要な州議会の賛成を得て成立した。

この国家裁判官任命委員会法に対する違憲訴訟（公益訴訟）が提起され、最高裁は当初3名からなる法廷で対応したが、2015年4月16日には5名からなる法廷を組織し直した。また、この違憲訴訟が継続中は、同法に基づく裁判官選考には関与できないとして、ダットゥ最高裁長官は選考パネルへの参加を拒否した。かかる経緯を経て、2015年10月に前記最高裁判決が下されたのである。同判決は、司法権の独立は「憲法の基本構造」ということができ、憲法第99次改正と国家裁判官任命委員会法は、この基本構造にかかわるものであり無効である、とした。

憲法第99次改正は、従来、「大統領は、最高裁判所裁判官及び州高等裁判所裁判官中必要と認める者と協議した後」最高裁判所裁判官を任命するものとされていたものを（第124条2項）、「大統領は、国家裁判官任命委員会の勧告に基づき」任命するという文言に置き換えるなどの内容を持っている（後掲）。そして、この国家裁判官任命委員会の構成は、最高裁長官、その他の2名の最先任の最高裁裁判官、法務大臣、及び2名の有識者の計6名とされており、有識者2名は、首相、最高裁長官、及び連邦下院の野党リーダー（不在の場合には、野党第1党の党首）で構成される会議体で選ばれるものとされている（憲法第124A条）。これまで憲法に明記されていなかった上位裁判所裁判官の選考プロセスを定め、そこに政治府のメンバーの関与を明記したことが問題となったのである。

37) なお、最高裁長官への就任にあたって、この先任順の任命がなされる。この点については、1970年代強権的に変更されたことがあるものの、独立以来の慣行としてなお堅持されている。詳しくは、安田「インドにおける司法危機」『アジア経済』第15巻1号（1974年）88頁、佐藤宏「1970年代インドの憲法状況——国家と人権をめぐる諸問題(1)、(2)」『アジア経済』第16巻9号（1975年）16頁、同10号（1975年）51頁など参照。

4. 被差別階層と後進階級に対するアフーマティヴ・アクションと留保措置

インドの「多様性」は、過酷な差別・社会的排除を受けてきた被差別層の存在や、多数の経済的貧困層の存在をも意味する。インド憲法は、市民としての平等な権利の保障、社会的差別・不平等からの保護を定めるとともに、特定のグループに属する人々への特別保障、特別措置（指定カースト（SC）及び指定部族（ST）に対する優遇留保措置）を明記する。法の下での平等、機会均等、及び差別の禁止にとどまらず、アフーマティヴ・アクションと留保措置を憲法上明記したことは、インド憲法の大きな特徴である。というのは、多くの国でこれらの問題は憲法規範の問題というよりは立法政策の問題とされ、その実施・推進は政治的・経済的状況に依存しているからである。

これらの措置は、差別の是正・排除をめざす積極的措置であるがゆえに、その社会的な評価の変化及び地位の向上のみならず、政治参加・政治主体形成の質的・量的変化をもたらす契機となったという積極的評価と同時に、「正義と平等」との整合性を問い、新たな分断・排除（経済的・社会的劣位におかれ、同様の不利益を受けている人々の間でも）の枠組みにもつがりがねないとの見解も強くなっている³⁸⁾。この問題に関連する憲法改正と最高裁の判例は、今なお、インドが解決すべき重要な問題の1つであり続けていることを示している³⁹⁾。

憲法第15条及び第16条については、これまで何度か改正されてきたが、2005年93次改正法（2006年施行）により第15条に5項が追加された⁴⁰⁾。この憲法改正に基づき、「2006年中央教育機関（入学における留保）法」（2007年法律第5号）が制定された。この憲法改正と2006年法の違憲性について最高裁が判断を示したのがタークル判決

38) とりわけ、最大の「宗教的マイノリティ」でありながら、インド建国の理念、政教分離主義の実現のために憲法上の優遇留保措置の対象から除外されたムスリムの現状は大きな問題であろう。板倉和裕「インド憲法制定過程におけるマイノリティの政治的権利をめぐる論争——ムスリム留保議席の撤廃と『集団の権利』概念の形成」『現代インド研究』第4号（2014年）113頁など参照。

39) 近年のカースト制度の研究としては、田辺明生『カーストと平等性 インド社会の歴史人類学』（東京大学出版会、2010年）、ラーマチャンドラ・グハ（佐藤宏訳）『インド現代史1947-2007（上巻）』（明石書店、2012年）525頁以下、また、憲法の改正と最高裁判例などについては、孝忠・前掲書（註16）など参照。

40) 浅野「インド憲法改正およびその関連法令とこれに関わる最高裁判例——第93次改正を例に」近藤則夫編『インド民主主義体制のゆくえ——多党化と経済成長の時代における安定性と限界』（アジア経済研究所調査研究報告書、2008年）89頁など参照。

(2008年)⁴¹⁾である。原告は、① 憲法第93次改正法は、「憲法の基本構造」を侵害するので違憲である、② 憲法第15条5項は、同条第4項（「国が社会的・教育的後進階級又は指定カースト及び指定部族の為の特別規定を設けることを妨げない」）に抵触するので違憲である、③ 同5項は、「マイノリティによる教育機関」（同第30条1項）を除外しているので、法の下での平等（同第14条）に違反する、さらには④ 憲法第93次改正は、州の行政権に影響を及ぼすものであるので、憲法第368条2項に定める手続き（大統領による認証の前に、過半数の州議会の承認を要する）が必要である、などと主張した。そして、第15条5項に基づく留保に関しては、アメリカ合衆国連邦最高裁の用いる法理である「違憲の疑いの強い立法 suspect legislation」、[「厳格な審査 strict scrutiny」、さらには「やむにやまれぬ（州の）必要性 compelling State necessity」]などの法理が適用されるのではないかと主張した。これらの違憲性の訴えは認められなかったが、それぞれの裁判官が意見を記しており、最高裁の審理すべき対象事項、憲法条文の解釈手法などについて最高裁裁判官の意見は分かれた⁴²⁾。

タクル判決は、それが公益訴訟というかたちをとって争われたこと、そして、その審査対象が後進階級への入学定員留保枠の合憲性の問題であったことが注目される。この訴訟をたんなる政治的・政策的目的のための訴訟としてしまうことはできないだろう。というのは、留保制度が「公益」に関わるものであることは確かであるし、結論はともかく、社会正義の実現に関わる問題として扱うことは可能だからである。可能ではあるが、それは司法府が積極的に政策決定に関わることをも意味する⁴³⁾。また、個別政策決定の問題にとどまらず、インド社会の基本的なあり方、「憲法の基本構造」にもかかわる問題といえる。「社会活動訴訟」というネーミングの内容を超える、司法と政治府との新たな関係性を分析する必要がある⁴⁴⁾。

41) *Ashoka Kumar Thakur v. Union of India*, AIR 2008 SC (Supp) 1; (2008) 6 SCC 1.

42) 詳しくは、浅野「公益訴訟の展開と憲法解釈からみるインド司法の現在——その後進階級にかかわるタクル判決をもとに」近藤則夫編『インド民主主義体制のゆくえ：挑戦と変容』（アジア経済研究所，2009年）123頁など参照。

43) Parmanand Singh, "The Ideal of Equality and Reservation Policy: A Critical Review," in Swati Deva (ed.), *Law and (In) Equalities*, 2010, Eastern Book Company, Lucknow.

44) 孝忠「『社会正義』の実現とインド憲法」長崎暢子／堀本武功／近藤則夫編『現代インド3 深化するデモクラシー』（東京大学出版会，2015年）135頁。

三. インド憲法の改正

1. 憲法の基本的特質——憲法において「変えてはならないもの」

インド憲法には、「変えてはならないもの」があるとするのが、一般的な理解である。このことを徹底的に論じたのが、ケーサヴァナンダ事件最高裁判決（1973年）であり、この判決は「基本権判決」とよばれている⁴⁵⁾。基本権判決は、第25次改正で新設された第31C条を基本権と指導原則との関係に重大な変更をもたらすものとみなし、その一部を無効とした。「最高法規である憲法の定めた基本構造を変更する権限（憲法改正権）を連邦議会は有するのか」という点について、最高裁の多数意見は、憲法には基本構造があり、それを変更する権限を連邦議会は有しないとした。少数意見も憲法前文に規範的拘束力があることを認め、そこに明記された理念が本文で具体的に定められているとしたが、憲法の基本構造なるものは明記されておらず、連邦議会の憲法改正権に「黙示の限界」があるとはいえないとした。1980年代に入ると最高裁は、ミネルヴァ工場事件判決（1980年）において、「第42次改正法の……改正第31C条は、連邦議会の憲法改正権の限界を超えている。これは、インド憲法の基本的特徴をそこない、その基本構造を破壊しようとするものである」と判示した⁴⁶⁾。

では、改正してはならない「憲法の基本構造」とは何をさすのだろうか。最高裁の一連の判決のなかでは、基本構造の重要な要素として、① 憲法の最高性、② 連邦制、③ 権力の分立、④ 憲法改正権の限界、⑤ 裁判所の独立、及び⑥ 自由・公正選挙、が挙げられている。ただ、これらの要素そのものが、すべて具体的事件のなかで争われたわけではなく、争いとなった多くの事件は、指導原則を実現するための立法および憲法改正が憲法の基本構造を侵害するか否かをめぐるのであった。憲法前文の理念・目的——国民主権、基本的人権の尊重、政教分離主義などを実現していくための枠組みがまさに憲法の基本構造として論議されてきたといえよう。

近年の最高裁判決でも、この「憲法の基本構造」というキーワードで重要な違憲判決（あるいは合憲判決）を下す傾向は強い⁴⁷⁾。本稿で扱った近年の最高裁判決の多くは、この「憲法の基本構造」への論及をあたかも結論の「決め手」としているようにも読めるときがある。

45) *Kesavananda Bharati v. State of Kerala*, AIR 1973 SC 1461.

46) *Minerava Mills Ltd. v. Union of India*, AIR 1980 SC 1789.

47) 浅野・前掲(註27,42)など参照。

2. 憲法の改正——第92次改正まで

1950年に施行されてから、2016年12月までに101回の改正が成立した。憲法第368条によれば、憲法改正には連邦議会の両院が「議院の総議員の過半数であり、かつ出席して投票する議員の3分の2の多数で可決」し、大統領の認証を得ることが必要である。比較的細部にわたる事項まで憲法が明記していることなどの理由とともに、最高裁の違憲判決への対応の必要性などによって、このように頻繁な改正がおこなわれてきた。

以下、第92次改正までの主要な特徴と内容をまず概観しておきたい。

連邦議会の憲法改正権には、基本権の制限・剥奪が含まれていることを明確にするために第24次改正がおこなわれた（1970年）。また、非常事態の布告期間中におこなわれた第38次改正（1975年）及び第42次改正（1976年）は、インド憲法の「基本的特質」を変えるものではないか、との議論がまきおこった。というのは、それらが非常事態中になされたものであるという形式的理由とともに、その内容が行政権に対する議会的統制および司法的統制を大きく変更しようとするものだったからである。第38次改正は、非常事態宣言後に憲法の非常事態に関する規定（第352条、第359条）を改正した。また、第42次改正は、それまで基本的人権を保障し、憲法裁判所としての機能をも果たしてきた（第13条、第32条）最高裁判所の違憲立法審査権を制限し、裁判所を政府、連邦議会に従属させようとするものであった。この改正では、最高裁判所だけが連邦法の違憲審査権を持ち、州法については、連邦法の違憲性が争点とならない限り、その違憲性判断権を有しないとされた。また、違憲判決を下すには、最高裁で7名以上の裁判官が構成する法廷で3分の2以上の賛成が必要とされた（第144A条、ただし第43次改正により同条は削除される）。その後の改正において、第42次改正の内容はかなりの部分が削除され、旧規定に戻されている。

1990年代の大きな改正としては、まず第1に、都市と地方への権限委譲、分権を旨とした第73次改正（1992年）及び第74次改正（1993年）が挙げられよう。

1989年の総選挙で勝利した国民戦線は、地方分権のための憲法改正を都市部と農村部の両者を一体のものとして提案した。この提案理由の中で、「憲法第40条は、国家がパンチャーヤトを設置し、権限を付与することを認めている。……この指導原則は、パンチャーヤトに適用されるものであるが、都市部の地方自治体も同様に組織され、自治体として機能できるようにすべきである」と述べられた。この改正案は、下院の解散により審議未了となったが、その改正趣旨は1991年総選挙で与党となった国民会議派の改正

インド憲法の動態と改正

案にも継承され、パンチャーヤトに関する第73次改正と都市自治体に関する第74次改正として成立した。

第2には、アフーマティヴ・アクションと留保措置をめぐる一連の改正が挙げられよう。OBC（その他の後進階級Other Backward Classes）への優遇措置を認めるマンダル判決（1992年）⁴⁸⁾後、最高裁の多くの判決とともに憲法も改正された。第76次改正（1994年）は、タミル・ナードゥ州の留保法とマンダル判決との調整のため、第九附則項目257の次に項目257Aを追加した。第77次改正（1995年）は、SC/STへの公職留保は、その採用時のみならず、昇進にも適用されることを明記する第16条4A項を追加した。第81次改正（2000年）は、50%の留保限界には、過年度の空席枠充足のための措置は含まれないことを明らかにするために第16条に4B項を追加した。第82次改正（2000年）は、SCが存在していないアルナーチャル・プラデーシュ州には、第243D条が適用されないとする第243M条3A項を追加した。さらに、第85次改正（2002年）は、第16条4A項を改正し、第89次改正（2003年）は、第338A条を新設し、SCとSTのための全国委員会を第338条と第338A条に分けて規定するものとした。

3. 憲法改正の内容——第93次改正から第101次改正⁴⁹⁾

(93) 2005年憲法第93次改正法

第15条に新たに5項を挿入した。

2006年1月20日大統領認証。内閣指定日施行。

(94) 2006年憲法第94次改正法

2000年のマディヤ・プラデーシュ再編法及びビハール再編法によりチャッティースガ

48) *Indra Sawhney v. Union of India*, 1992 Supp (3) SCC 217.

49) ここでは、憲法改正法の名称（略称）、改正内容、大統領認証日、施行日について記載する。それぞれの改正法、改正内容の訳出にあたっては、官報のほか、インド政府公式サイト（<http://indiacode.nic.in/coiweb/coifiles/amendment.htm>）を参照した。ただし、公式サイトではあるが、例えば憲法第101次改正法のところに誤って第3次改正法が貼り付けられているなどのこともあるので（2017年3月1日現在なお訂正されていない）、M. P. Jain, *Indian Constitutional Law*, 7th ed., 2014, Lexis Nexis, New Delhi; Subhash C. Kashyap, *Constitutional Law of India*, 2nd ed., 2015, Universal, New Delhi. など幾つかの代表的な憲法基本書なども参照しつつ訳出した。

ル州及びジャールカンド州が新設されたが、その結果ビハール州には指定部族の人口がほとんどなくなり、指定地域もその領域内にはなくなったため、第164条1項で定める指定部族の福祉のための大臣職についてビハール州をその管轄領域から除外し、代わりに新設された2つの州を管轄領域に含めるものである。

第164条1項但書の「ビハール Bihar」を「チャティースガル Chhattisgarh, ジャールカンド Jharkhand」に置き換える。

2006年6月12日大統領認証。

(95) 2009年憲法第95次改正法

第334条は、指定カースト及び指定部族に対する議席の留保について定めた規定である。元来時限規定であったが、その立法目的が十分に達成されていないとの理由でこれまで度々延長されてきた。本改正も、当該規定をさらに10年延長させるものである。

第334条の「60年」を「70年」に置き換える。

2010年1月18日大統領認証。2010年1月25日施行。

(96) 2011年憲法第96次改正法

2008年にオリッサ州議会はその公用語である「オリヤ」を「オディア」と変更する案を可決し、これを中央政府に送付したことから、これに基づき憲法の附則を改正したものである。

第八附則15の「オリヤ Oriya」を「オディア Odia」に置き換える。

2011年9月23日大統領認証。

(97) 2011年憲法第97次改正法

協同組合 (Co-operative Society) に関する規定を憲法上明記し、次の条文の改正、新設をおこなった。すなわち、① 第3編第19条1項(c)号の「組合 unions」の後に「又は協同組合 or co-operative societies」を挿入する、② 第4編第43A条の後に第43B条(協同組合の促進)を新設する、③ 第9A編の後に第9B編(協同組合)を設け、第243ZH条～243ZT条を新設する。

2012年1月12日大統領認証。内閣指定日施行。

インド憲法の動態と改正

(98) 2012年憲法第98次改正法

憲法第371I条の後に第371J条（カルナータカ州に関する特別規定）を新設する。
2013年1月1日大統領認証。内閣指定日施行

(99) 2014年憲法第99次改正法

最高裁裁判官および高等裁判所裁判官の任命制度を変更し、国家裁判官任命委員会（National Judicial Appointment Commission）を新設することにもなう関連条文の新設と改正をおこなった。すなわち、① 第124条2項の改正、② 第124条の後に第124A条（国家裁判官任命委員会）、第124B条（委員会の任務）、第124C条（法律を制定する連邦議会の権限）の挿入、③ 第127条1項の改正、④ 第128条の改正、⑤ 第217条1項の改正、⑥ 第222条1項の改正、⑦ 第224条の改正、⑧ 第224A条の改正、及び⑨ 第231条2項の改正、である。

2014年12月31日大統領認証。内閣指定日施行。

(100) 2015年憲法第100次改正法

領土の変更に関するインド・バングラデシュ協定にもなう第一附則の改正。
2015年5月28日大統領認証。

(101) 2016年憲法第101次改正法

「物品及びサービス税」の新設にもなう条文の新設と関連条文の改正、及び関連する連邦議会の立法措置、関連法律の効力などについて定めるものであり、次の条文の新設、改正をおこなった。① 第246A条の新設、② 第248条1項の改正、③ 第249条1項の改正、④ 第250条1項の改正、⑤ 第268条1項の改正、⑥ 第268A条の削除、⑦ 第269条1項の改正、⑧ 第269A条の新設、⑨ 第270条の改正、⑩ 第271条の改正、⑪ 第279A条の新設、⑫ 第286条の改正、⑬ 第366条の改正、⑭ 第368条の改正、⑮ 第六附則の改正、及び⑯ 第七附則の改正

2016年9月8日大統領認証。内閣指定日施行。

四. インド憲法 (抄訳)

——改正部分 (第93次改正から第101次改正) を中心として

第3編 基本権

第15条 (宗教, 人種, カースト, 性別又は出生地を理由とする差別の禁止)

- (1) 国は, 宗教, 人種, カースト, 性別, 出生地又はそれらのいずれかのみを理由として, 市民に対する差別を行ってはならない。
- (2) 市民は, 宗教, 人種, カースト, 性別, 出生地又はそれらのいずれかのみを理由として, 次に掲げる事項に関し無資格とされ, 負担を課され, 制限を付され, 又は条件を課されることはない。
 - (a) 店舗, 公衆食堂, 旅館及び公共の娯楽場への立入り
 - (b) 全部若しくは一部が国家資金により維持され, 又は一般の用に供されている井戸, 用水池, 浴場, 通路又は娯楽地の使用
- (3) この条の規定は, 国が女性及び子どもに対する特別規定を設けることを妨げるものではない。
- (4) この条及び第29条(2)項の規定は, 国が社会的・教育的後進階級の市民又は指定カースト及び指定部族の向上のための特別規定を設けることを妨げるものではない。
- (5) この条又は第19条(1)項(g)号の規定は, 国が法律により, 社会的・教育的後進階級の市民, 指定カースト及び指定部族の向上のために, 第30条(1)項に定めるマイノリティによる教育機関を除き, 私立のものを含む教育機関への入学に関して, これら機関への国からの援助の有無にかかわらず, 特別規定を設けることを妨げるものではない。

第19条 (言論の自由等に関する一定の権利の保護)

- (1) すべての市民は, 次に掲げる権利を有する。
 - (a) 言論及び表現の自由
 - (b) 平和的に, かつ, 武器を携帯することなく集会すること
 - (c) 結社, 組合又は協同組合を組織すること
 - (d) インド領内を自由に移動すること
 - (e) インド領内の何れかの地域に居住し, 又は定住すること
 - (f) [削除]
 - (g) 専門的職業に就き, 又は職業, 交易若しくは事業をおこなうこと

インド憲法の動態と改正

〔以下略〕

第4編 国家政策の指導原則

第43B条（協同組合の促進）

国は、協同組合の自主的な設立、自治的な活動、民主的コントロール及び専門的運営の促進に努めなければならない。

第5編 連邦 第4章 連邦司法

第124条（最高裁判所の設置及び組織）

- (1) インド最高裁判所長官及び連邦議会が法律で定数を増加するまでは、7名以内の裁判官で構成するインド最高裁判所をおく。
 - (2) 最高裁判所裁判官は、大統領が、第124A条に定める国家裁判官任命委員会の推薦に基づいて、大統領の署名捺印した辞令をもって任命し、65歳に達するまでその職に在る。
ただし、
 - (a) 最高裁判所裁判官は、大統領宛の自筆の文書で申し出ることにより辞任できる。
 - (b) 最高裁判所裁判官は、(4)項で定める方法によって解任される。
 - (2A) 最高裁判所裁判官の年齢は、連邦議会が法律により定める権限及び方法により決定される。
 - (3) インド市民であり、かつ、次に掲げる要件の1を充たす者でなければ、最高裁判所裁判官に任命される資格を有しない。
 - (a) 少なくとも5年間1高等裁判所の若しくは引き続き2以上の高等裁判所の裁判官であった者
 - (b) 少なくとも10年間1高等裁判所の若しくは引き続き2以上の高等裁判所の弁護士であった者 又は
 - (c) 大統領が優れた法律専門家と認めた者
- 〔原注Ⅰ〕 この項において『高等裁判所』とは、インド領内において管轄権を行使し、又はこの憲法施行まで管轄権を行使した高等裁判所をいう。
- 〔原注Ⅱ〕 この項に規定する弁護士であった期間の算定にあたっては、その者が弁護士となった後、地方裁判所裁判官と同等以下でない司法官の職にあった期間を合算する。

- (4) 最高裁判所裁判官は、明らかな非行又は不適任を理由とする解任提案が同一会期中に連邦議会の各議院の総議員の過半数であって、かつ出席し投票する議員の3分の2以上によって支持された旨大統領に通告がなされた後、大統領が命令により解任する場合を除いては解任されない。
- (5) 連邦議会は、(4)項に規定する通告の提出及び裁判官の非行又は不適任について調査し、立証する手続きを法律で定める。
- (6) 最高裁判所裁判官に任命された者は、就任に先立ち、大統領又は大統領がそのために任命する者の面前で第三附則に定める方式により宣誓又は約言を行い、署名しなければならない。
- (7) 最高裁判所裁判官の職にあった者は、インド領内における裁判所又は機関において弁護士として働くことができない。

第124A条 (国家裁判官任命委員会)

- (1) 以下の構成をもって国家裁判官任命委員会を設置する。
 - (a) 最高裁判所長官 職権により委員長とする
 - (b) 最高裁判所長官に次ぐ最先任の最高裁判所裁判官2名 職権により委員とする
 - (c) 連邦司法大臣 職権により委員とする
 - (d) 首相、最高裁判所長官及び下院における野党の代表又は野党の代表が不在のときは下院の最大野党の代表からなる委員会により指名された者2名
ただし、当該委員のうち1名は指定カースト、指定部族、その他の後進諸階級、マイノリティ又は女性から任命しなければならない。
また、当該委員は任期を3年とし、再任を認めない。
- (2) 国家裁判官任命委員会のいかなる行為又は手続きも、委員会の構成において空席又は離脱があったことのみを理由に疑義を持たれ又は無効とはされない。

第124B条 (国家裁判官任命委員会の職務)

国家裁判官任命委員会は、次の職務をおこなう。

- (a) 最高裁判所長官、最高裁判所裁判官、高等裁判所長官及びその他の高等裁判所裁判官の任命にあたり候補者を推薦すること
- (b) 高等裁判所長官及びその他の高等裁判所裁判官のその他の高等裁判所への異動にあたり推薦すること
- (c) 被推薦者の能力及び品位について保証すること

インド憲法の動態と改正

第124C条（連邦議会の立法権限）

連邦議会は、法律により、最高裁判所長官及び最高裁判所裁判官並びに高等裁判所長官及び高等裁判所裁判官の任命に関わる手続きを定め、並びに委員会に対し事務の執行手続き、任命候補者の選定方法及び委員会が必要と認めるその他の事項について定める権限を付与することができる。

第127条（特別裁判官の任命）

- (1) 最高裁判所裁判官の定足数が、審理を行い又は審理を継続するに足りないときには、国家裁判官任命委員会は最高裁判所長官の提案をうけて、大統領との事前の合意に基づき、最高裁判所長官が指名する最高裁判所裁判官として任命される資格のある高等裁判所裁判官に対し、必要な期間中、特別裁判官として審理に加わるよう書面をもって要求することができる。
- (2) 前項の指名を受けた裁判官は、定足数が不足し、審理への参加が必要とされた期間中、その本来の職務に優先して最高裁判所の審理に加わることをその任務とし、その間は最高裁判所裁判官のすべての管轄権、権限及び特権を有し、最高裁判所裁判官としての職務を行う。

第128条（最高裁判所の審理への退職裁判官の参加）

この章の規定にかかわらず、国家裁判官任命委員会は、大統領の事前の承諾を得た後いつでも最高裁判所裁判官若しくは連邦法院裁判官の職にあった者又は高等裁判所裁判官の職にあった者で最高裁判所裁判官として任命される資格を有する者に対し、最高裁判所裁判官として審理に加わることを要求することができる。要求をうけた者は、当該裁判官として審理に加わる間、大統領が命令で定める手当をうけ、最高裁判所裁判官のすべての管轄権、権限及び特権を有するが、その他の点では最高裁判所裁判官とはみなされない。

ただし、この条の規定は、本人が承諾しない場合においても最高裁判所裁判官として審理に加わることを要求するものとみなしてはならない。

第6編 州 第2章 執行

第164条（大臣に関するその他の規定）

- (1) 州首相は、知事が任命し、その他の州大臣は州首相の助言に基づいて知事が任命する。また、州大臣は知事の意に反しないかぎり、その職を保持する。

ただし、チャッティースガル州、ジャールカンド州、マディヤ・プラデーシュ州

及びオディシャー州においては、部族の福祉を担当する大臣をおき、その職務のほか、指定カースト及び後進階級の福祉その他に関する事務を行わせるものとする。

〔以下略〕

第5章 州における高等裁判所

第217条（高等裁判所裁判官の任命及び要件）

(1) 高等裁判所裁判官は、第124A条に定める国家裁判官任命委員会の推薦に基づいて、大統領の署名捺印した辞令をもって任命し、補佐裁判官又は臨時代理裁判官の場合は、第224条の定める期間、その他の場合には62歳に達するまでその職に在る。ただし、

- (a) 高等裁判所裁判官は、大統領宛の自筆の文書で申し出ることにより辞任することができる。
- (b) 高等裁判所裁判官は、最高裁判所裁判官の解任に関する第124条(4)項に規定する方法によって大統領が解任する。
- (c) 高等裁判所裁判官の職は、大統領が裁判官を最高裁判所の裁判官に任命し、又はインド領内の他の高等裁判所へ転任させることによって欠員となる。

〔以下略〕

第222条（高等裁判所裁判官の転任）

- (1) 大統領は、第124A条に定める国家裁判官任命委員会の推薦に基づいて、高等裁判所裁判官を他の高等裁判所へ転任させることができる。
- (2) 高等裁判所裁判官が転任したときには、1963年憲法（第15次改正）法施行後、その者が他の高等裁判所裁判官として勤務する期間中、その俸給の外、連邦議会が法律で定める補償手当を受ける権利を有する。当該規定が設けられるまでは、当該補償手当は大統領が命令で定める。

第224条（補佐裁判官及び臨時代理裁判官の任命）

- (1) 高等裁判所の事務の一時的な増加を理由として、又は高等裁判所での作業の遅れを理由として大統領が当該高等裁判所の裁判官の員数を一時的に増加する必要があると思慮するとき、大統領は、国家裁判官任命委員会との協議に基づいて、2年を超えない期間を特定して、適当な資格を有する者を当該期間中、高等裁判所補佐裁判官に任命する。
- (2) 高等裁判所長以外の高等裁判所裁判官が不在その他の理由によりその職責を果た

インド憲法の動態と改正

せないとき、又は高等裁判所長として一時的に勤務している場合には、大統領は、国家裁判官任命委員会との協議に基づいて、常勤の裁判官がその職責を果たすと考えられるまで、適切な資格を有する者を当該裁判所の臨時代理裁判官として任命する。

- (3) 何人も62歳に達した後は、高等裁判所の補佐裁判官又は臨時代理裁判官に任命され、又はその職責を保持してはならない。

第224A条（高等裁判所の審理への退職裁判官の参加）

この章の規定にかかわらず、国家裁判官任命委員会は、州高等裁判所長官の提案をうけて、大統領との事前の合意に基づき、当該高等裁判所又は他の高等裁判所裁判官の職に在った者に対し、いつでも当該高等裁判所裁判官として審理に加わることを要求することができる。要求を受けた者は、当該裁判官として審理に加わる間、大統領が命令で定める手当を受け、高等裁判所裁判官の全ての管轄権、権限及び特権を有するが、その他の点では高等裁判所裁判官とはみなされない。

ただし、この条の規定は、本人が承諾していない場合においても審理に加わることを要求するものとみなしてはならない。

第231条（2以上の州についての共通の高等裁判所の設置）

- (1) この章の前条までの規定にかかわらず、連邦議会は、法律で2以上の州について又は2以上の州と連邦領とについての共通の高等裁判所を設置することができる。

- (2) 当該高等裁判所に関しては、

(a) 〔削除〕

(b) 知事についての第227条の規定は、下級裁判所についての規則、方式又は表に關しては当該下級裁判所が設置されている州の知事についての規則と解釈される。

(c) 州についての第219条及び第229条の規定は、高等裁判所の主たる所在地たる州についての規定と解釈される。

ただし、当該主たる所在地が連邦領にある場合には、知事、公務委員会、州議会、州統合基金についての第219条及び第229条の規定は、それぞれ大統領、連邦公務委員会、連邦議会、インド統合基金の規定と解釈される。

第9B編 協同組合

第243ZH条（定義）

- (a) 「権限を有する者」は、第243ZQ条に定める者をいう。

- (b) 「理事会」は、いかなる名称であれ、団体の事務の運営について指示し、又はこれを管理する権限を委ねられた理事による会又は運営組織をいう。
- (c) 「協同組合」は、いかなる州においても、その時点で効力を有する協同組合に関する法律の下で協同組合として登録された又は登録されたとみなされた組織をいう。
- (d) 「複数州の協同組合」は、その時点で効力を有する協同組合に関する法律の下で登録された又は登録されたとみなされた組織で、その目的が単独の州のみに限定されない組織をいう。
- (e) 「役員」は、協同組合の理事長、副理事長、会長、副会長、事務局長又は財務担当者をいい、協同組合の理事会により選出されたその他の者を含む。
- (f) 「登録官」は、複数州の協同組合に関しては連邦政府により任命される連邦登録官をいい、協同組合に関しては協同組合に関して州議会により制定された法律の下で州政府により任命される登録官をいう。
- (g) 「州法」は、州議会により制定される法律をいう。
- (h) 「州レベルの協同組合」は、その活動領域が州全体に及び、州議会により制定された法律によりその旨が定義された協同組合をいう。

第243ZI条 (協同組合の組織)

この編の規定に従い、州議会は法律により、協同組合の設立、規制及び解散に関して、自主的組織、民主的会員管理、会員の経済的参加及び自律的運営の原則に基づいて定めることができる。

第243ZJ条 (理事及び役員の定数及び任期)

- (1) 理事会は、州議会が法律により定める数の理事によりこれを構成する。
ただし、協同組合の理事の数は、21名を超えないものとする。
さらに、州議会は、個人により構成され、指定カースト、指定部族又は女性のいるすべての協同組合においては、法律により、理事のうち1名を指定カースト又は指定部族に、2名を女性に留保しなければならない。
- (2) 選出された理事及び役員任期は、選出の日から5年とし、役員任期は理事会の任期と同じとする。
ただし、理事会は欠員が出たとき、任期の残りが全体の半分以下である場合には、その欠員の生じた階層の者から理事を指名することができる。
- (3) 州議会は、法律により、銀行、経営、財務又は協同組合の実施する活動に関連す

インド憲法の動態と改正

るその他の領域について経験ある人物を推薦理事とすることができる。

ただし、1項で定める21名の理事のほか、推薦理事は2名を超えることはできない。

さらに、この推薦理事は、協同組合のいかなる選挙においても組合員としての投票権を持たず、理事会の役員として選任されることはない。

また、協同組合の専務理事は理事会の構成員とされ、1項に定める理事会構成員の数からは除外される。

第243ZK条（理事選挙）

- (1) 州議会の制定する法律のいかなる規定にもかかわらず、理事選挙は、退任する理事の任期満了後新たに選出された理事が直ちに着任することができるよう、理事会の任期終了前に実施されなければならない。
- (2) 協同組合のすべての選挙の実施並びにその選挙人名簿の準備の監督、指示及び管理は、州議会が法律で定める機関又は組織に委ねなければならない。

ただし、州議会は、その選挙の実施に関わる手続き及びガイドラインを法律により定めることができる。

第243ZL条（理事会の交代及び停止並びに暫定的運営）

- (1) 効力を有するいかなる法律の規定にも関わらず、理事会は、6月を超えて理事が交代し又はこれが停止されることはない。

ただし、次に定める事態においては理事会を交代又は停止させることができる。

- (i) その継続的不開催
- (ii) その責務の遂行懈怠
- (iii) 協同組合若しくはその組合員の利益を侵害する行為を理事会が行ったとき
- (iv) 理事会の構成若しくは事務について停滞がみられるとき 又は
- (v) 州政府が第243ZK条2項に基づき法律により定める機関若しくは組織が、州法の定めに従う選挙を実施できなかったとき

さらに、いかなる協同組合の理事会も、政府による株式保有、貸付、財政支援又は政府による保証があるときには、交代又は停止されない。

また、協同組合が銀行業を営むときには、1949年銀行業規制法の適用を受けなければならない。

また、複数州の協同組合を除き、協同組合が銀行業を営むときには、この条の規定は「6月」を「1年」に読み替えて適用する。

(2) 理事会が交代したとき、当該協同組合の事務を執行するために任命された行政官は、前項に定めた期間内に選挙を実施するよう手配しなければならない。選出された理事会にその事務を引き継がなければならない。

(3) 州議会は、法律により行政官の事務の条件について定めることができる。

第243ZM条（協同組合の会計監査）

(1) 州議会は法律により、協同組合による会計管理及び協同組合の会計の監査について定めることができる。

(2) 州議会は法律により、協同組合の会計を監査することのできる監査役及び監査法人の最低限の資格並びに経験について定める。

(3) すべての協同組合は、協同組合の総会において任命された前項で定める監査役又は監査法人によりその会計の監査を受けなければならない。

ただし、この監査役又は監査法人は、州政府又は州政府が認定した機関の認める委員会が任命しなければならない。

(4) すべての協同組合の会計は、その会計年度が終了してから6月を経過するまでに監査を受けなければならない。

(5) 州法で定義する協同組合の会計監査報告書は、州議会在法律で定める方法により、州議会に提出されなければならない。

第243ZN条（総会の招集）

州議会は、法律に定める事務を遂行するために、会計年度終了から6月以内に総会を開催しなければならない旨法律により定めることができる。

第243ZO条（会員が情報を得る権利）

(1) 州議会は、法律により、すべての組合員が自らの関わる定期業務に関する協同組合の台帳、情報及び口座へのアクセスについて定めることができる。

(2) 州議会は、組合員の会合への参加の最低限度又は法律に定めることのできるサービスについて活用することのできる最低限度について、法律により定めることができる。

(3) 州議会は、組合員に対する協同組合に関する教育又は研修について定めることができる。

第243ZP条（報告書）

すべての協同組合は、会計年度終了から6月以内に州政府の定める機関に対して次に掲げる事項を含む報告書を提出しなければならない。

インド憲法の動態と改正

- (a) 業務の年次報告書
- (b) 会計の監査報告
- (c) 協同組合の総会において認められた剰余金の処理計画
- (d) もしあれば、協同組合の規約の改正リスト
- (e) 総会の開催日程及び満期にともなう選挙実施の通告 並びに
- (f) 州法の規定に基づき登録官が要請するその他の情報

第243ZQ条（違反行為及び刑罰）

- (1) 州議会は、法律により協同組合に関わる違反行為及びこれに係る刑罰を定めることができる。
- (2) 前項に基づき州議会が制定した法律には、次に掲げる行為の実行又は違法行為の不作为を含めなければならない。
 - (a) 協同組合若しくはその職員若しくはその組合員が故意に不正な利益を発生させ若しくは不正な情報を提供すること又は州法の規定により権限を有する者から要請された情報を故意に提供しないこと
 - (b) 故意に又は理由なくいかなる召喚、要請若しくは州法の規定に基づき発せられた書面での命令に従わないこと
 - (c) 使用者が十分な理由なくその被用者から控除した額を協同組合に控除した日から14日以内に支払わないこと
 - (d) 公務員又は管理人が、故意に台帳、会計簿、書類、記録、現金、証券又はその他当該公務員又は管理人が関与している協同組合に属する資産を権限ある者に移譲しないこと
 - (e) 理事若しくは役員選挙前、選挙中又は選挙後になされたすべての汚職行為

第243ZR条（複数州にわたる協同組合への適用）

この編の規定は、複数州にわたる協同組合に対して、「州議会」、「州法」又は「州知事」の語をそれぞれ「連邦議会」、「連邦法」又は「中央政府」に読み替えて適用する。

第243ZS条（連邦直轄領への適用）

この編の規定は、連邦直轄領に適用され、その適用にあたり議会を持たない連邦直轄領については第239条に基づき任命される行政官を州議会に読み替え、議会を持つ連邦直轄領についてはその議会を州議会に読み替える。

ただし、大統領は官報による告示により、連邦直轄領又はその一部で告示において大統領の特定するものについて、この編の規定を適用除外することができる。

第243ZT条（既存の法令の継続）

この編の規定に関わらず、2011年憲法（第97次改正）法施行の時点で効力を有する協同組合に関わるいかなる法律のいかなる規定についても、この編の規定と抵触するものについては関連する議会若しくはその他の関連する機関が改正若しくは廃止するまで又はその施行から1年の期間が経過するまでのいずれか短い期間その効力を有する。

第11編 連邦と州との関係 第1章 立法関係

第246A条（商品及びサービス税に関する特別規定）

- (1) 第246条及び第254条の規定に関わらず、連邦議会及びこの条(2)項に従いすべての州議会は、連邦又は該当する州の課する物品及びサービス税について法律を定める権限を有する。
- (2) 連邦議会は、州間における取引又は商業活動における物品若しくはサービス若しくはその両方の提供に関わる物品及びサービス税について法律を制定する排他的権限を有する。

〔原注〕 この条の規定で第279A条(5)項に定める物品及びサービス税については、物品及びサービス税評議会の勧告する日より効力を発する。

第248条（未分配事項に関する立法権）

- (1) 第246A条に基づき連邦議会は、共通管轄事項表及び州管轄事項表に掲げていない事項に関し、排他的立法権を有する。
- (2) 前項の規定による権限は、同項に規定する表に掲げていない租税を賦課する立法権を含む。

第249条（国家利益のために連邦議会が有する州管轄事項表に関する立法権）

- (1) この章の前条までの規定にかかわらず、上院が出席し投票する議員の3分の2以上の賛成を得た議決により、第246A条に定める物品およびサービス税又は国家の利益のため州管轄事項表に掲げる事項であって当該決議において指定したものに関して連邦議会が法律を制定することが必要又は有利であると宣言したときには、連邦議会はその決議の有効期間中インド領の全部又は一部に対し当該事項に関する立法権を有する。
- (2) (1)項の規定に基づいて採択された決議は、1年を超えない限度において決議で定める期間効力を有する。

ただし、当該決議の効力継続を認める決議が(1)項に定める方法で可決されたとき

インド憲法の動態と改正

には、当該決議はこの規定により効力を失うべき日から更に1年効力を継続する。

- (3) (1)項に基づく決議が採択されない場合には、立法権を有しない事項にかかる連邦議会の制定法はその権限を欠く限度において当該決議が効力を失った後6月を経過した日においてその効力を失う。ただし、当該期間経過前になされ又はなされないこととなった事項の効力には影響を及ぼさない。

第250条（非常事態の布告施行中における州管轄事項に関する連邦議会の立法権）

- (1) この章の規定にかかわらず、非常事態の布告の施行中、連邦議会は、第246A条に定める物品及びサービス税又は州管轄事項表に掲げるいかなる事項に関してもインド領の全部又は一部に対して立法権を有する。
- (2) 非常事態の布告の施行がない場合には、立法権を有しない事項にかかる連邦議会の制定法は、その権限を欠く限度において当該布告が効力を失った後6月を経過した日においてその効力を失う。ただし、当該期間の経過前になされ又はなされないこととなった事項の効力には影響を及ぼさない。

第12編 財政、財産、契約及び訴訟 第1章 財政

第268条（連邦が賦課し、州が徴収充用する租税）

- (1) 連邦管轄事項表に掲げる印紙税は、インド政府が賦課し、次の各号の規定するところにより徴収する。
- (a) 連邦領内に賦課されたものである場合には、インド政府が徴収し、
- (b) その他の場合には、当該税を賦課された州が徴収する。
- (2) 州内において賦課される税の各財政年度における収入は、インド統合基金の一部となさず、当該州に交付する。

第268A条（連邦が賦課し、連邦と州が徴収充用するサービス税）〔削除〕

第269条（連邦が賦課徴収し、州に交付する租税）

- (1) 物品の販売又は購買に対する税及び物品の委託販売に対する税は、第269A条の定めるものを除きインド政府が賦課徴収するものとし、1996年4月1日以降、(2)項に規定する方法で州に交付し、また交付してきたものとみなす。

〔原注〕 この条において、

- (a) 『物品の販売又は購買に対する税』とは、州際通商又は取引において行われた場合における新聞以外の当該物品の販売又は購買に対する税をいう。
- (b) 『物品の委託販売に対する税』とは、(その委託販売がその商品を製造した人に

対するものと、その他の人に対するものとを問わず) 州際通商又は取引において行われた物品の委託販売に対する税をいう。

[以下略]

第269A条 (州際取引又は商業活動に関わる物品及びサービス税の賦課徴収)

- (1) 州際取引又は商業活動に関わる物品およびサービス税は、インド政府によりこれを賦課徴収し、並びにこの税は物品及びサービス税評議会の勧告に基づき連邦議会が法律により定める方法により連邦と州とでこれを分配する。

[原注] この条において、インド領内に輸入される形での物品、サービス又はその両方の提供は、州間の物品、サービス又はその両方の提供とみなす。

- (2) 前項に基づき州に配分されたものは、インド統合基金には含まれない。
- (3) (1)項に基づき税として徴収されたものが第246A条に基づき州により徴収される税の支払いに充てられるときには、インド統合基金には含まれない。
- (4) 第246A条に基づき州により税として徴収されたものが(1)項に基づき徴収される税の支払いに充てられるときには、インド統合基金には含まれない。
- (5) 連邦議会は、法律により、提供場所並びに州間における取引又は商業活動により物品、サービス及びその両方を提供するときについての決定に関する原則を定めることができる。

第270条 (連邦と州との間で賦課・配分する税)

- (1) 第268条、第269条及び269A条に定めるすべての租税を除き、連邦管轄事項表に掲げる租税、すなわち、第271条に定める付加税、及び連邦議会の制定する法律に基づいて特定の目的のために徴収されるいかなる料金も、インド政府が賦課徴収するものとし、(2)項の定める方法にしたがって連邦と州との間に配分するものとする。
- (1A) 第246A条1項に基づき連邦政府に徴収された税は、(2)項に定める手続きにより連邦と州との間で配分する。
- (1B) 第246A条(2)項及び第269A条に基づき連邦政府が課した税で、第246A条(1)項に基づき連邦政府が課した税の支払いに充てられるもの及び第269A条(1)項に基づき配分されるものは、(2)項に定める手続きにより連邦と州とで分配されなければならない。
- (2) 租税の財政年度内における純収入のうち、定められた一定割合は、インド統合基金の一部となさず、これらの租税が賦課された州にその財政年度内に(3)項で定める方法と時期に交付するものとする。

インド憲法の動態と改正

(3) この条において『定める』とは、

- (i) 財務委員会が設置されるまでは、大統領が命令で定めるものとし、
- (ii) 財務委員会が設置された後においては、大統領が財務委員会の勧告を考慮して命令で定めることをいう。

第271条（一定の租税に対する連邦のための付加税）

第269条及び第270条の規定にかかわらず、連邦議会は連邦のために、第246A条に定める物品及びサービス税を除き前条までに規定する租税に対し随時付加税を課することができる。当該付加税の全収入は、インド統合基金の一部となる。

第279A条（物品及びサービス税評議会）

- (1) 大統領は、憲法（第101次改正）法施行から60日以内に、命令により物品及びサービス税評議会と称する評議会を設置しなければならない。
- (2) 物品及びサービス税評議会は次のメンバーで構成する。
 - (a) 連邦財務大臣：議長
 - (b) 租税又は財務を担当する連邦大臣：委員
 - (c) 州政府が指名する財務若しくは租税又はその他の担当大臣
- (3) 前項(c)号に定める物品及びサービス税評議会評議員は、互選により、自らの決定した期間評議会副議長を務める者を可能な限り速やかに選出しなければならない。
- (4) 物品及びサービス税評議会は、連邦及び州に対し、次の事項について勧告する。
 - (a) 物品及びサービス税に含まれる、連邦、州及び地方機関が課す税、特別目的税及び課徴金
 - (b) 物品及びサービス税の対象となる又は対象から除外される物品及びサービス
 - (c) モデル物品及びサービス税法、第269A条に基づき州際取引又は商業活動において課される物品及びサービス税の課税及び配分の原則並びに提供場所規制の原則
 - (d) 物品及びサービス税の対象から除外される物品及びサービスの売上高の限界値
 - (e) 物品及びサービス税の下限金利を含む利率
 - (f) すべての自然災害に関わる追加資源のための特定期間における特別な利率
 - (g) アルナーチャル・プラデーシュ、アッサム、ジャンムー・カシユミール、マニプル、メガラヤ、ナガランド、シッキム、トリプラ、ヒマーチャル・プラデーシュ及びウッタラカンドの各州に関わる特別規定及び
 - (h) 評議会が決定しうるその他の事項

- (5) 物品及びサービス税評議会は、原油、高速ディーゼル、自動車燃料（いわゆるガソリン）、天然ガス及び航空機タービン燃料に対し物品及びサービス税を課する期日を勧告しなければならない。
- (6) この条により付与された権能を遂行するにあたり、物品及びサービス税評議会は、物品及びサービス税の調和的体系及び物品及びサービスに関わる国内市場の調和的發展に基づかなければならない。
- (7) 物品及びサービス税評議会の定足数は、総評議員数の半数とする。
- (8) 物品及びサービス税評議会は、その権能を遂行するための手続きを決定する。
- (9) 物品及びサービス税評議会の決定は、すべてその会合における、出席し投票した評議員の、次に定める原則に基づく加重投票の4分の3を下回らない多数によりなされる。
 - (a) 中央政府の投票は、総投票数の3分の1
 - (b) すべての州政府の合計投票は、総投票数の3分の2
- (10) 物品及びサービス税評議会の行為又は手続きは、次に掲げる理由のみでは無効とされない。
 - (a) 評議会の構成における空席又は瑕疵
 - (b) 評議会評議員としての任命に際しての瑕疵
 - (c) 本案に影響しない評議会の手続的不備
- (11) 物品及びサービス税評議会は、評議会による勧告又はその実施をめぐる次の紛争を解決するための仕組みを設けなければならない。
 - (a) インド政府及び1又は複数の州との紛争
 - (b) 一方がインド政府及び1若しくは複数の州であり、他方が1若しくは複数の州である紛争
 - (c) 2又はそれ以上の州の間の紛争

第286条（物品の売買税賦課に関する制限）

- (1) 州の法律は、物品、サービス又はその両方の提供に対し、税を課する旨又は課することを承認する旨を規定してはならない。
 - (a) 州外における物品の売買、又は
 - (b) インド領への物品、サービス若しくはその両方の輸入又はインド領からの物品、サービス若しくはその両方の輸出における売買
- (2) 連邦議会は、法律で物品、サービス又はその両方の提供が(1)項で規定された方法

インド憲法の動態と改正

で行われたと認めるための原則を定めることができる。

(3) 〔削除〕

第16編 特定階層に対する特別規定

第334条（議席留保及び特別代表の70年後における廃止）

この編の前条までの規定にかかわらず、次に掲げる事項に関するこの憲法の規定は、この憲法施行後70年を経過した日にその効力を失う。

- (a) 連邦下院及び州下院における指定カースト及び指定部族のための議席の留保
 - (b) 連邦下院及び州下院における指名によるアングロ・インディアン社会の代表
- ただし、この条の規定は、その当時在任する連邦下院又は州下院が解散されるまでは、連邦下院又は州下院における代表に影響を及ぼすものではない。

第19編 雑則

第366条（定義）〔抄〕

この憲法において、次に掲げる用語の意義は、文脈の許すかぎり当該各項に定めるところによるものとする。

- (12A) 『物品及びサービス税』は、消費目的の酒類供給に課される税を除く物品、サービス又はその両方の提供に対する税をいう。
- (26A) 『サービス』とは、物品以外のものをいう。
- (26B) 第246A条、第268条、第269条、第269A条及び第279A条における『州』とは、議会をもつ連邦直轄領を含む。

第20編 憲法改正

第368条（連邦議会の憲法改正権とその手続き）

- (1) この憲法の規定にかかわらず、連邦議会は、この条に定められた手続きにしたがい、この憲法の条項を追加、変更又は廃止することによってその憲法改正権を行使することができる。
- (2) この憲法の改正は、連邦議会のいずれかの議院における改正法案の提出によってのみ発案することができる。当該法案が両議院においてその議院の総議員の過半数であり、かつ、出席して投票する議員の3分の2以上の多数で可決されたときには、認証を求めするため大統領へ提出されるものとし、認証されたとき、憲法は、当該法

案の字句にしたがって改正される。

ただし、その改正が、次に掲げるものを変更しようとする場合には、当該改正は当該改正を規定する法案が認証を求めため大統領へ提出される前に、2分の1以上の州の議会によってこれを承認する決議を可決することにより、承認されなければならない。

- (a) 第54条, 第55条, 第73条, 第162条, 第241条若しくは第279A条,
 - (b) 第5編第4章, 第6編第5章, 第11編第1章,
 - (c) 第七附則の表,
 - (d) 連邦議会における州の代表, 又は
 - (e) この条の規定
- (3) 第13条の規定は、この条の規定に基づいてなされる改正には、適用されない。
- (4) この条の規定に基づいてなされ、又は試みられるこの憲法の改正（第3編の規定を含む）は、1976年憲法（第42次改正）法第55条の施行前後を問わず、いかなる理由に基づいても裁判所で審査されることはない。
- (5) 疑義を除去するため、この条の規定に基づいて行われるこの憲法の条項の追加、変更又は廃止を行う連邦議会の憲法改正権には、いかなる制限もないことをここに宣言する。

第371J条（カルナータカ州に関する特別規定）

- (1) 大統領は、カルナータカ州に関わる命令により、次の事項に関する知事の特別な責務について定めることができる。
- (a) 独立したハイデラバード・カルナータカ地域開発評議会の設置及びこの年次報告書を州議会に提出することの規定
 - (b) 州全体の要請にしたがい、上記の地域における開発支出のための財源の平等な配分
 - (c) 州全体の要請にしたがい、上記の地域に属する者の公務への雇用、教育及び職業訓練に関わる機会及び施設の平等
- (2) 前項(c)号に基づく命令において次の事項を定めることができる。
- (a) ハイデラバード・カルナータカ地域を出生地又は居住地とする学生の教育及び職業訓練機関における留保の割合
 - (b) 州政府及びハイデラバード・カルナータカ地域にある州政府の管理する団体若しくは機関におけるポスト又はポストの階級の指定並びにハイデラバード・カル

インド憲法の動態と改正

ナータカ地域を出生地又は居住地とする人民の留保の割合並びに直接の募集若しくは昇進又は命令で定めるその他の方法によるこれらの職への任命

第一附則 I. 州 [抄]

2. アッサム

憲法施行直前の時点でアッサム州、カーシー州及びアッサム部族地域を構成していた領域から1951年アッサム（領域変更）法附則、1962年ナガランド州法第3条(1)項並びに1971年北東領域（再編）法第5条、第6条及び第7条に定めるものを除外した領域、並びに2015年憲法（第100次改正）法第2附則第1編に定める領域で、1960年憲法（第9次改正）法第3条(a)号に含まれるものを除く領域

14. 西ベンガル

憲法施行直前の時点で西ベンガル州を構成し、又は同州の一部を構成するとみなされ統治されていた領域、1954年シャンデルナゴル（併合）法第2条(c)号に定める領域、並びに1956年ビハール及び西ベンガル（領域移転）法第3条(1)項に定める領域、並びに1960年憲法（第9次改正）法3条(c)号の規定で憲法（第100次改正）法第1附則第3表に定める領域で、同法第2附則第3表に定める領域に関するものに関わらず、憲法（第100次改正）法第1附則第3編に定める領域で、同法第2附則第3編に定めるものを除く領域

20. トリプラ

憲法施行直前の時点でトリプラの名により行政長官領として統治されていた領域、及び1960年憲法（第9次改正）法(3)条(d)号の規定で憲法（第100次改正）法第1附則第2編に定める領域に関するものに関わらず、憲法（第100次改正）法第1附則第2編に定める領域

21. メガラヤ

1971年北東地域（再編）法第5条に定める領域及び憲法（第100次改正）法第1附則第1編に定める領域で、同法第2附則第2編に定めるものを除く領域

第六附則 [抄]

8. 地税の評価徴収及び課税権限

(3) 自治県における県協議会は、当該県内において下記の税のすべて又は一部を賦課及び徴収する権限を有する。

- (a) 専門職，取引，職業及び雇用に関する税
- (b) 動物，車両及び船舶に関する税
- (c) 物品入市税，船舶による旅客又は物品の運搬税
- (d) 学校，診療所又は道路の管理に関する税
- (e) 娯楽及び遊興税

第七附則 〔抄〕

第1表 連邦管轄事項

84 次の製造され又は生産された物品に関する税，すなわち

- (a) 原油
- (b) 高速ディーゼル
- (c) 自動車燃料（いわゆるガソリン）
- (d) 天然ガス
- (e) 航空機タービン燃料 並びに
- (f) タバコ及びタバコの生産品

第2表 州管轄事項

52 〔削除〕

54 原油，高速ディーゼル，自動車燃料（いわゆるガソリン），天然ガス，航空機タービン燃料及び個人消費のためのアルコール飲料の販売で，当該物品の州際取引若しくは商業活動又は国際取引若しくは商業活動における販売を除くものに関わる税

55 〔削除〕

62 パンチャーヤト，町，地域協議会又は県協議会により課され及び徴収される娯楽及び遊興税

第八附則 〔抄〕

言 語

15. オディア